

原著

犯罪報道に観る人権侵害

中川 博*

Suspected Criminal Reports and Violation of Human Rights.

Hiroshi Nakagawa

わが国のマスコミは、特に新聞は捜査段階から警察発表に依拠して実名と住所などを詳報する。それによってプライバシーと人権が侵害されることが多い。人権先進国ともいいくべきスウェーデンなどの北欧諸国は匿名報道であるため人権が擁護される。後半では新聞改革として、夕刊廃止と日曜版の充実、と専門記者制の確立を提言した。

Key words: 犯罪報道、実名報道、匿名報道、人権侵害、夕刊廃止、日曜版の充実、専門記者制の確立

犯罪報道に観る人権侵害

中川 博

私の大学院時代の恩師・城戸又一は50年も前に『誤報』(日本評論新社 1957年)を編し、そのなかで、「日本の新聞では、犯罪関係の報道は大部分捜査段階に行われる。こうして公判前に報道の大半が行われてしまうと、公判記事の量がきわめて少ないという結果になる。こういう傾向については、人の名誉を傷つける一種の誤報と断言できるだろう」と指摘、犯罪報道の本質に迫る批判を行っている。

城戸は戦前、毎日新聞のパリ特派員を勤め、同期中のスペイン内線(1936年7月-39年3月)では人民戦線側から取材したという。

戦後、新しい社是として『毎日憲章』が制定(1946年2月)されたが、城戸は委員の一員に選出された。憲章第一は、「言論の自由独立を確保し真実迅速なる報道と公正なる輿論の喚起を期す」と謳う格調高いものであった。

東西冷戦、中華人民共和国建国(1949年10月)、朝鮮戦争(1950年6月)は対日講和条約の締結に糺余曲折をもたらした。日本国内では、知識人を中心にソ連、中国を含む全面講和派と単独講和派に分裂した。『毎日新聞百年史』(1972年)によれば、論説委員を中心に講和と独立に関して、3年

に及ぶ議論を重ね、1951年3月、当時の新井論説委員長は東京の論説委員全員を集め、(1)単独講和にすること、(2)アメリカが提案してきた安保条約案に乗ることを説明した。新井の回顧によると、「城戸氏は私の説明が終わると同時に自分も副委員長を辞めたいと私にいわれた。それは私の意に反するところであったが、同氏の決意の決意の堅い様子を見て、私も同氏の辞任だけはやむを得ないとあきらめた。」

また、東京では、城戸又一などが単独講和に最も反対であったという。毎日新聞を辞職した城戸又一はその後、東京大学・新聞研究所の教授に転出する。

1948年12月、第3回国連総会は「世界人権宣言」を採択した。同宣言で報道側の道義的責任に訴えるものとしてつぎの2点が注目される。

ひとつは、第11条第1項の「犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。」

いまひとつは、第12条の「何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する」である。

* 四條畷学園短期大学 ライフデザイン総合学科

先に挙げた『誤報』の文末で城戸又一は犯罪報道に関して「警察が容疑者としてつかまえたというだけならば世間に知られずすますこともできる。しかし、その事実が新聞に公表されたならば、あとで疑いが晴れても、世間の印象を消すことはむづかしい。(中略) 容疑の段階で警察が公表したり、新聞が報道したりすることのはずの問題になるが、そのような報道が、とかく興味本位に取扱われやすいところに、新聞として考えるべき問題があろう」と、警鐘を鳴らしている。

磧学の城戸又一が世界人権宣言の存在を知っていたのは当然であろうし、上の文はそれを下敷にしたとも推量されるが、いずれにしろ、城戸又一は犯罪報道による人権侵害を指摘した嚆矢のひとりといえよう。

ところで、私が日本の新聞の事件・犯罪報道とその詳報主義に関心を抱いたのは文末に掲げる“参考資料”の一件に遭遇してからである。まず、参考資料をお読みいただきたい。

当時、私は社会学の教科書を執筆中であったので、このショッキングな新聞報道について一項を割くべく、資料収集にあたった。以下でその際の資料を活用させていただく。

津地裁での判決言いわたしが午前中にあったため、当日の夕刊で、朝日、毎日、読売の三大紙は判決内容を報じている。

その中で、朝日新聞は、第一面左肩トップに、「両親留守中の幼児水死／預った側にも責任」の見出しで報じ、三紙の中では掲載個所からみて、もっとも派手な記事といえる。

読売新聞は、第二社会面中央に、「好意で預っても責任／鈴鹿の幼児水死／隣人夫婦 526 万円償え」の見出しで、裁判官の写真もなく、地味な扱いといえる。ただ、朝日・読売の両紙は、原告のAさん夫婦と被告のBさん夫婦の姓名を明らかにしている。(毎日新聞は、原告のみ姓名を明かし、被告はAと匿名表現)

この隣人訴訟は、三紙がともに報道するほどにニュース価値のある事件だったといえる。しかし、原告、被告の固有名詞を掲げたからといって、迫真性がそれほど増すわけではない。逆に、匿名であったとしても、ニュース価値はさほど減少したとは思われない。各社の倫理綱領に触れないからといって、やたらと固有名詞を使用する習慣は一

考を要する。

いまひとつ、ひっかかりを覚えるのは、地名の表現についてである。読売・毎日は原告の住所に番地までつけて報道している。社会面記事の多くが、町名または丁目までの表記が多い。朝日新聞は、原告住所を町名でおさえているのに、読売と毎日はどうして番地まで詳報したのであろうか。

社会面ニュースは出来事の特異性や意外さを、あるいは善行を伝えればよいのであって、個人のプライバシーを侵害する恐れのあることについては、新聞社側はもう少し細かい注意を払うべきではなかろうか。

さて、本判決での毎日新聞の報道は、先の朝日、読売と比較して、力の入ったものとなっている。まず、「子供預れば『三分の責任』／隣人に、526万円払え／水死事故で過失相殺」との見出しからしてショッキングであり、水死した子供とため池の写真を載せている。さらに、「近所づき合い、ギクシャクを助長する」との見出しで、署名入り解説を付けている。解説の書き出しは、「隣近所のおつき合いにも、いざとなれば厳しい法的責任が伴うのだとしたら社会はギクシャクしたものとなり、だれも他人にはかかわらなくなる。この日の津地裁の判決はそんな意味を持った重い判決だ」で始まり、「裁判所はただ単に法律論から判断を下すのではなく、やや社会常識を加味すべきだった」として、判決を批判し、「『よき法律家は悪しき隣人』ということわざが、これから幅をきかすことになりそうだ」と結語しており、断定的であるとともに、感情的な表現が目立つ解説である。こうなると報道記事の中で、原告については本名を明らかにしながら、被告はAさんとしたことは、記者の被告側に対する同情が入っていたためではなかろうかと疑ってみたくもある。

本訴訟の報道に接して、「世の中がますます殺伐としたものになっていくなあ」との印象を私自身も持った。解説を書いた記者が言うように、共同体意識の希薄化が少年非行や衝動殺人などの社会病理現象を生み出している。それ故に、隣人間のちょっとした気配り、心配りがギクシャクしていく人間関係に潤滑油の役割をはたす。本訴訟は隣人の善意を損なう恐れを多分に持つものといえよう。

しかし、長男を失った悲しみを、裁判によって

結着をつけようとした原告夫婦の行為を非難することはできない。原告夫婦の本意は、住宅地の近くに、危険なため池の存在をみすごしていた、国、県、市の管理責任を問うことであり、被告夫婦を訴えたのは、裁判を有利に展開させるための方便ではなかったかと推測する。

ここで隣人訴訟で受けた私のショックについて述べる。

一番驚いたのは、匿名のイヤガラセ電話の多さである。イヤガラセ電話を原告宅にかけた人びとのほとんどは、新聞報道によって原告宅の電話番号を調べたのであろう。なぜならば、テレビやラジオでは、原告の氏名や住所を確認しにくいからである。もちろん、テレビのニュースで本訴訟を知り、新聞報道で原告の氏名と住所を再確認した人がいるかも知れない。

現在、電話はほとんどの家庭に普及している。氏名と住所さえわかれれば、N T T の番号案内に問い合わせば、電話番号を知ることができる。

現代の社会で、電話は不可欠な器械である。企業における商談や連絡だけでなく、家庭や知人間で、ちょっとした連絡やお札を言う時に電話は便利であり、人間関係を円滑にしている。

しかし、私たちにとってもっとも身近かな通信手段である電話も使い方ひとつで、不都合なもの、時には凶器とさえなる。家庭で電話のベルが鳴れば、受話器を取上げざるを得ない。だれからかかったのか、また、どんな緊急な連絡であるかも判らないからである。ところが、急いで受話器を取上げると、番号違いであったり、電話セールであったり、時には、イタズラ電話であったりする。机に向って、読書に励んだり、考えごとに集中している最中に、こんな電話がかかると、作業を中断されただけなく、後に嫌な気分が残り、電話が切れてからもなかなか仕事を再開できない。気分を鎮めることもできず、つい、タバコをブカブカと吹かしてしまう……。今回の隣人訴訟における原告宅へのイヤガラセ電話は、こんな生々しいものではなく、原告夫婦には、まさに凶器として作用した。なぜなら、相手を特定できない電話ほど人を不安にし、神経を消耗させるものはないからである。旬日を経ぬ間に、5,600回のイヤガラセ電話とは、あまりにも異常でありすぎる。

なお、隣人訴訟は数年後、某民放局によって、

二時間のテレビドラマとして製作、放映された。印象的だったのはイヤガラセ電話に悩む主人公（原告夫人）の表情と行動である。ベルが鳴ると耳をふさぎ、受話器に座プトンかぶせ、押し入れにしまう。こうした光景には多くの視聴者が耐え得なかつたのではなかろうか。いちばんひどいのは深夜、定まった時間にかかる無言のイヤガラセ電話のシーンである。主人公の精神的苦痛はいかばかりであろう。

手にした情報を前に、冷静かつ知的な判断を下す無組織的集団をタルドは公衆と名付け、感情の趣くままに行動する人びとの群をル・ポンは群集と規定した。現代は、公衆が支配する社会なのか、それとも、群集が大勢を占める社会なのか。

隣人訴訟に関する資料を収集していた当時、私は数人の友人・知人の記者に会い、犯罪報道について意見を求めた。「犯罪報道は匿名にすべきではないか」との私の問い合わせに応じた者は残念ながらひとりもいなかった。

大阪府警の記者クラブでキャップを務める友人のA君は「実名報道に慣れた読者の納得が得られんだろうなあ。新聞社間の販売競争が激しいのは君も知っているよね。また、事件報道への読者の関心が高いの知っているだろう。そんななかで匿名報道に切り換えれば、まず、販売競争から落伍するのは間違いないよ。新聞協会が仲介して各社間の意見をまとめあげる手もあるが、現状はそんな雰囲気ではないよ」

有能な社会部記者で現在、テレビのコメントーターとして活躍するBさんに意見を求める、「実名報道から匿名報道への転換なんて、日本では実現不可能ですね。そんなことをやる新聞が現れればそれは自殺行為ですよ。ただでさえ夕刊離れだけでなく新聞離れも進行しているのに匿名報道になればその傾向を助長してしまいますよ」

新聞記者になって20年前後、そろそろ中堅と言っておかしくないこの人達の人権意識はどうなっているのかと驚かされた。

これに関連した後日譚をひとつ紹介しておく。10数年前のことだが、大学時代の友人がN H K の東京から大阪へ転勤してきた。N H K には視聴者の問い合わせにデスク（副部長職）が交替で当番にあたるコーナーがあるようだ。ある日、彼が当番をしていると、電話が入り、「あれ、聞きなれ

ない声だなあ、東北出身かな」と問われた。事実、彼は福島生まれ、ズーズー弁の訛が残る。彼いわく、「大阪の視聴者はズケズケと言っておもしろいね」

これを聞いて新聞記者のひとりが、「二日前の夜遅く、アルコールの入った中年男性が電話してきて『なんで阪神負けたんや』と問い合わせよんね。知らんがなあ、そんなこと聞かれてても……」「それでもなんとか応えんとしようないやろ」「仕方なしに、ピッチャーの交替時期が遅れたのとちがいますか」

この2例はマニアの存在を思わせる。国民の大半は公衆的立場にあると思う。しかし、盲目的な感情に押し流され、受話器に向って自らの感情を吐きつける人びとも相当に点在するのも事実である。そして、この群集的な人たちの直接的行動によって、時代の歯車が時には逆転することもあり得る……隣人訴訟の顛末はわたしたちにそんなことを改めて教えてくれたと言えよう。

たしかに、隣人訴訟は共同体意識の希薄化と崩壊を象徴する事件であると言える。都市部で核家族化が始まって既に40年になり、その勢いは止まらない。こうした勢いのなかで、家族間のちょっとした気配りが絆を深め世の中を住みやすいものとする。裁判に訴えてでも結着をつけるというやり方は、近隣関係を重んじる人びとにとって、なじみにくい方法であろう。

しかし、自分にとって嫌なことだからといって、他人にまでそうするなど強要してはならない。まして、裁判を受ける正当な権利を、イヤガラセ電話という脅迫的行為によって放棄させることは、テロにも等しい卑しむべき行動である。

隣人訴訟は、情報の流れ方、受けとめ方、フィード・バック（国民の意思を新聞に反映させること）などについて、私にいくつかのことを教え、また、再認させてくれた。そのなかで、いま強く頭に残っていることを述べる。

普段、新聞をなげなく読み流しているが、利用のしかたによって、個人のプライバシーを侵害する要素を含んでいることである。社会面ニュースで、事件の発生地、事件にかかわる個人の住所を、番地まで詳報する必要があるのだろうか。事件の本質に係わらないことまで詳報することが妥当なのかどうかを問いたい。

日本の新聞は購読者とあっては深く結びついており、現在のようにコロコロと購読紙を替える現

象はみられなかった。そのひとつは新聞小説である。新聞小説は19世紀中葉にフランスで登場した。わが国でも少年たちに親しまれたA・デュマの『モンテ・クリスト伯』や『三銃士』は新聞小説の黄金時代に書かれたものである。わが国では明治初年に新聞が創刊されるとまもなく新聞小説は紙面に取り入れられた。

文豪といえば、まず夏目漱石の名を思い浮かべる人も多かろうが、1904年に創作活動を始めた彼の『我が輩は猫である』、『坊ちゃん』など初期作品の数編を除いてほとんどが『朝日』に掲載された。なぜならば、当時の東大教授並みという破格の高給をもって朝日新聞社員に迎えられたからである。

新聞各紙は人気作家の作品を掲載することによって読者を繋ぎ止め、新たな読者獲得を競ってきたのである。しかし、新聞小説は今日もなお一部に愛読者を持つとはいえ、テレビの普及によってその魅力を大幅に減じた。

新聞と読者との結びつきでいまひとつ看過しえないものがある。なぜならば、日本の読者はその購読する新聞社が催す多方面な事業活動を通じて、他国では例をみない特殊なかかわりあいをしているからである。

それでは、新聞社の事業活動とはいかなるものであろうか。新聞社側の説明（『毎日新聞百年史』）によれば、展覧会、音楽会、講演会あるいはスポーツ大会などを通じて、新聞のイメージを高め、人びとに新聞の名を知らしめ、親近感を抱かせるなど、本業である新聞の発行を助け、最終目標の販売を推進することにある。

新聞の事業活動を年代を追ってみると、講演会に力を入れた時期や、航空関係の事業、スポーツあるいは現在の美術展とシンポジウムに力を入れる時期など、その時代の社会・文化状況に応じてさまざまであり、文化行政の貧困なわが国において、文化・スポーツ振興に果たした役割は高く評価されてよい。特に春夏の高校野球やマラソン、駅伝など日本の新聞の事業活動ぬきでは考えられなかったと言える。

ところで、現在日本の新聞界の体制は、ともに明治期の前半、大阪で生まれた『大阪朝日新聞』と『大阪毎日新聞』の激しい競争と時には協定（1915年10月の夕刊発行が代表例）によって作りあげられた。いまひとつは戦時下、内務省警保局による

新聞統合である。この時、北海道新聞などの三ブロック紙は誕生した。もちろん、大朝と大毎の競争によって確立された制度のなかで今後も堅持して欲しいものもある。その代表例は専売店による戸別配達制度である。現在、三大紙はその9割以上が専売店を通じて読者に届けられている。一部の夕刊紙やスポーツ紙などは駅構内のキオスクでの即売に頼る割合が高いので、ひとの目をひくイエロー・ジャーナリズム、すなわち、扇状的な記事、はでな見出し、デカデカとしたカラー写真の多用。低俗な興味を誘う報道に墮している。新聞総発行部数の93%は全国24,000の販売店、47万人の従業員によって家庭に届けられている。新聞は従来の質的高さ、いやそれ以上の向上をめざすためにも戸別配達制（以下では宅配制と略す）を保持してほしい。

本論を締めくくるにあたって、新聞改革に若干の提言を試みたい。

まず、夕刊廃止と日曜版（あるいは土曜版）について触れる。同一新聞社が朝夕刊をセットで発行するのは日本と台湾のみである。もちろん、欧米にも夕刊紙はあるが同一の新聞が発行するのではなく、朝刊紙と夕刊紙は別々の新聞社によって発行される。

先にみたとおり、わが国の新聞は専売店を通じての過当な販売競争を宅配制によって、世界でもトップクラスの普及率を維持し得た。しかし、販売店は配達要員を確保するのに苦慮しているのが現実である。週休二日はおろか、週一日の休暇さえ取れない従業員がいる。かつて主力であった中高生の新聞少年は激減し、学生アルバイトも確保に好条件をつけても必要数を集めることができず、主婦は家事のため朝刊配達を期待できない。このままではいずれ近い将来、危機を迎えることになるだろう。徐々に進行して新聞休刊日も月一回が限度であり、それ以上になれば、読者の新聞離れに拍車をかけることになる。

こうしたジレンマのなかで、専売制と宅配制を維持するために配達要員を確保し、その労働条件を向上させるために、新聞界は思い切って朝夕刊のセット販売を廃止し、朝刊のみ発行することにしてはどうだろうか。横並び志向の強いわが国の新聞界にあって、一社だけが先向することは困難であろう。全国紙は配達要員確保で共通の悩み

を持つのであるから、夕刊廃止に向けて協議することを勧めたい。もちろん、夕刊単独紙やスポーツ紙は従来のままでよい。

長崎県で県紙的存在であり、唯一夕刊を発行してきた『長崎新聞』は1993年5月いっぱい夕刊を休刊し、6月から朝刊だけの発行となった。休刊の理由として同紙は「ライフスタイルの変化、電波メディアとの競合」などを挙げている。当時、同紙の発行部数は朝刊18万2千部、夕刊2万7千部。同県人口は156万、世帯数50万。県下で最大の普及率を誇っており、全国紙およびブロック紙『西日本』の発行地から遠隔であることが、夕刊廃止を断行し得たのであり、同様の条件を持つ地方紙へも波及するものと思われる。

夕刊廃止によって新聞社の受けるメリットは大きい。夕刊の配達準備は遅くとも3時までに始めねばならない。学生アルバイトが二の足を踏むのは授業、クラブ活動と両立しないからである。ところが、夕刊廃止となれば、朝刊配達だけで済むから、授業やクラブ活動に支障をきたさず、アルバイト希望者も増えよう。さらに、専従員の休日確保も可能となり、一人当たり朝刊配達部数を増加することもできる。

夕刊廃止によって、編集部門でもゆとりが生じる。記者は夕刊の原稿締切りに追われることなく、朝刊に合わせて取材を掘り下げ、ゆとりを持って記事が書ける。編集部門での余力は日曜版の拡充にぜひ回すべきである。わが国の日曜版は『ニューヨーク・タイムス』などのそれと比較してあまりにも貧弱である。貧弱の大半は朝夕刊セット発行に起因する。無理な朝夕刊セット発行によって記者が過重労働を強いられ、ゆとりを持てないからだ。

現行の夕刊に掲載されている文化・芸能欄は焦点を絞るとともに、内容を充実させて日曜版に回せばよい。読書ページも増やすべきだ。政治や経済の解説記事があつてもよい。日曜版こそ各社が独自のカラーを出して読者をひきつけるものにすればよかろう。また、週休二日制が普及しているなかで、日曜版ではなく、土曜版を発行する新聞があつてもよかろう。日曜版は本紙への折込み形式にすれば、週末までに印刷することができ、新たな設備投資の必要はなく、従来の印刷設備でまかなうことができる。

夕刊廃止は経営上もメリットをもたらす。新聞によってかなりの差違はあるものの、紙面をながめて、「これはかなり無理な広告を集めたな」と思えるものが目立つ。不景気で広告の出稿は減っているのに、紙面を埋めるためにダンピングをして広告をかき集めているのが現状である。夕刊廃止は減った広告量に応じられるばかりでなく、朝刊の広告集めも無理なくできることとなり、経営上も楽になる。さらに、日曜版をセクション化することにより、スポンサーの広告効果もよくなる。たとえば、家庭欄や読書欄では対象を限定し易く、セグメント（区別）効果を著しく高められよう。

これまででも、日曜、祝日は夕刊が発行されていない。情報化時代といわれる今日、薄っぺらで内容のない夕刊を無理して発行し続けるよりも、夕刊廃止で浮いた余力を日曜版の充実に向けたならば、読者のニーズに応えることになり、喜ばれよう。全国紙が夕刊廃止の英断をくだすことを期待する。

いまひとつ、夕刊廃止と日曜版の充実に欠かせられないものとして専門記者の確立がある。新聞社の記者養成は学芸部や外報部などの限られた例外を除き、記者の適性を考慮することなく何でもこなせるゼネラリストに主眼を置いてきた。

新規採用の記者は、本社でごく短期間の研修を受けた後、各県支局に配属される。支局で大体三年、警察や県庁回りをして、本社の各部に配転となったり、本社周辺の有力支局を回るのが一般的な記者生活である。

はじめから専門分野を決めてスペシャリストを養成するのがよいのか、あるいは10年近く支局や本社各部を回してゼネラリストを養成した後、適性に応じて専門分野を絞っていくのがよいのか、ともに長所、短所があり、私自身もどちらが良いと断じかねる。しかし、従来の新聞社の配転は記者の適性を生かすというよりは、空があるからそこへ適当に人を回すといった場当たり的人が幅を利かせていたのではないだろうか。これは、中途採用がほとんどなく新卒採用者をクルクルと配転して人材養成する他産業の企業と同様のパターンを探り続けていたためである。

なるほど、新聞社によって違いはあるものの、部長—副部長—ヒラ記者といったこれまでのライン以外に、近頃では編集委員を設けるようになり、スタッフの充実が図られるようになってきた。

しかし、これは新聞社の社内事情を反映したものと言える。すなわち東京オリンピックを契機に増ページ競争を展開、大量の記者採用を行った。あれから30年近くたって、各社の人的構成が高年齢化したため、限られた役職数に割り振ることのできない者を編集委員などの肩書をつけスタッフとしてかかえ込む。悪く言えば、定年まで飼い殺しの状態に置く。との皮肉な見方もできなくはない。

メディアの特性からして、速報性では新聞はテレビにかなわない。先に夕刊廃止を提言したひとつの理由もこのことに関係している。速報を競って夕刊を発行しなくとも、大きな事件は夕方ないし夜、テレビのニュース番組で報道される。新聞は特ダネ競争に精力を消耗したり速報性に重点を置くのではなく、記録性と事件の背景説明に力を注ぐべきであり、それこそ、新聞メディアを特性を生かすことになる。

そのためには、専門記者を養成することにウエイトをかけねばならない。もはや残されたパイを奪い合って発行部数を増大させる経営方針を止めるだけでなく、現有の記者と設備を有効に生かす方策に転換しなければならない。国内の地方ニュースに関しては共同通信社の配信を積極的に利用する必要がある。

数少ない支局員をきまりきった県や市町村の催しものの取材に駆りたてたり、県警回りに力点を置くべきでない。地方紙はともすれば県政となれば、い、癒着しやすい側面を持つ。全国紙の支局は県民サイドに立って県政批判をすべきであり、腰を据えた企画記事や分析に努めねばならない。

発行部数が1,000万部に達した、などの規模の大きさと新聞の質的高さとは無関係であることを認める段階に既に達している。

わが国の新聞は欧米に比べて無署記事が多い、とよく指摘される。これも従来、専門記者の充実を怠ってきたことに起因している。しかし、現在は購読紙『朝日』では大幅に改善された。トップ記事などには取材記者の署名はないものの、連載記事や政治関連や社会部の記事には取材したり記事を書いたと思われる記者の署名が多用された。

言論は署名を基本原則とすべきであり、無署名ないし匿名を排除すべきである。この観点にたつならば、ぜひとも専門記者を充実し、その言論に

責任を持たず方向をめざさねばならない。同一新聞社の記者が同じ意見を持つものではない。是々非々的記事ないし左右両論併記的解説ではなく、多少の幅を持った言論が紙面に載り、記者個々人の“顔”が表われる読者は望んでいるのであり、それを許容する新聞であってほしい。

これとは逆に、事件報道では警察発表によるまる依拠した報道により、被疑者を呼び捨てにするなどの人権侵害を招く事例が目立った。いわゆる「犯罪報道の人権侵害」と言われるものである。89年以降、氏名のあとに容疑者などの呼称をつけるようになり、一歩前進と言えなくもないが、住所表記などは従来のままであり、プライバシーが侵害される要素を残している。警察に逮捕された段階で犯人扱いされる実態は変わっていない。人権擁護の立場から、新聞社間で協議して適切な方法を創り出すべきである。

犯罪報道についての先駆的著書として浅野健一氏の『犯罪報道の犯罪』(学陽書房 1984年9月)がある。“人権先進国”スウェーデンなど北欧諸国のオンブズマンの具体例も提示されて網羅的内容であり、出版当時、話題を呼んだ著書だった。私が所有する本は二版だが、初版から一ヶ月余である。

本論の冒頭で記述した隣人訴訟は『犯罪報道の犯罪』に触発されたと思われる人がいるかも知れぬが、拙著『くらしの社会学』(ユニオン社)の出版は1984年1月で7カ月前であることを付言しておく。

(参考資料)

隣人訴訟事件の概要と判決後の動き

1977年5月のある時、三重県鈴鹿市に住むAさんは、夕食の買物のため車で出かけた。出かける際、近所のBさん宅で遊んでいた長男を預かってもらい、30分後に帰宅すると、長男は近くのため池で水死していた。

事件後、Aさん夫婦は、Bさん夫婦、国、三重県、鈴鹿市などに総額2,800万余円の損害賠償を求める民事訴訟をおこし、1983年2月、津地裁で判決言いわたしがあった。

同判決は、国や三重県などに責任はないとしたも

の、被告Bさん夫婦に526万余円の損害賠償を支払えと命じた。

判決に不満があれば、控訴、上告をして争うことができる。判決では、ため池を所有、管理していた行政側の責任を認めなかつたので、原告側は控訴するつもりでいた。

しかし、本件は予想外の転回を見る。

すなわち、3月7日、一部勝訴の原告が津地裁に訴えそのものを取り下げたのである。原告が訴えの取下げ手続きをしたからといって、取下げの効力は生じない。被告側が同意しなければならない。ところが、被告夫婦も10日、訴訟を取り下げる意見書を出し、本訴訟は、判決は残るもの、訴え自体がはじめからなかったものになってしまった。

勝訴した原告夫婦が、なぜ、訴えを取り下げたのか。各紙の報道を総合すると、次の4点になる。

(1) 判決当日の夕方から原告宅にいやがらせの電話が殺到、10日間で5、600回に達した。いやがらせのハガキ、手紙も52通とどき、これ以上耐えられなくなつた。

(2) 電気工事の孫請けをしている原告の仕事が判決翌日に打ち切られ、止むなく仕事を変えたが、収入は半減し、生活に支障をきたすにいたつた。

(3) 原告夫婦の親類がやっている商売にも、いわれのない中傷で、影響が出はじめた。

(4) 小学校5年生の長女が、学校や近所で「500万円何につかった」などと言われ、精神的にまいっている。

一方、被告側には、判決後、全国から激励が届いていたが、原告が訴えを取り下げるからは、非難、いやがらせの電話が入るようになり、控訴で争う考えを改めた。

このようにして、本事件は原告、被告の双方が控訴する意向をもちながら、世間の圧力に屈する結果となつた。

原告の訴訟取り下げ、これに続く、被告の同意によって、訴訟自体が消滅した経過を重視した法務省は、人権侵害の疑いが強いとして、当事者から事情聴取するなど調査を開始した。そして、調査結果を慎重に検討するとともに、当事者が事態の鎮静化を強く希望していることを考慮して、人権侵害事件として取り扱わず、後段に掲げる『法務省見解』を発表し、国民に人権尊重を訴えかけた。

法務省が特定の事件問題をめぐって見解を発表するのは初めて、というまでに、本訴訟の顛末は異例づくめである。

法務省の見解

本件は、訴えを提起したこと自体やその後の訴訟上の対応などを非難した多数の侮辱的ないし脅迫的な内容の投書や電話が原告及び被告のもとに殺到したため、原告は第一審で一部勝訴したにもかかわらず訴えそのものを取り下げざるをえなくなり、また第一審で一部敗訴し控訴した被告も原告の訴えの取り下げに同意せざるをえなくなったものであって、そのため裁判を受ける権利が侵害されるに至った事案である。

いうまでもなく、裁判を受ける権利は、どのような事実関係があっても、自己の権利または利益が不当に侵害されたと考える場合には、裁判所に訴えを提起してその主張の当否についての判断及び法的救済を求めることができるとするものであり、国民の権利を保障するための有効かつ合理的な手段として近代諸国においてひとしく認められている最も重要な基本的人権のひとつであるところ、前記のような多数の者の行為により、これが侵害されるに至ったことは人権擁護の観点からは極めて遺憾なことというほかない。

法務省としてはかねてより自らの権利を主張する場合にあっても、相手の立場を配慮し、互いに相手の人権を尊重することが必要である旨強調してきたところであるが、本件を契機として、国民ひとりひとりが、法治国家体制のもとで裁判を受ける権利の重要性を再認識し、再びこのような遺憾な事態を招くことがないよう慎重に行動されることを強く訴えるものである。（1983年）

– 2008.2.3 受稿、2008.2.7 受理 –